

【介護保険事業計画における進捗管理の考え方】

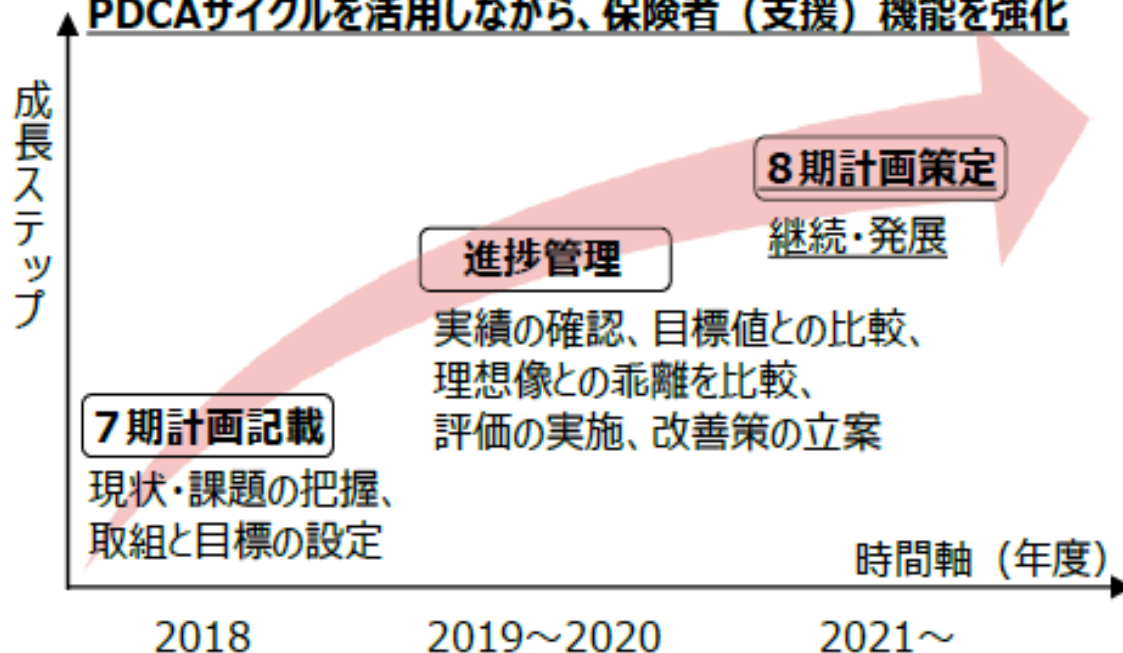
介護保険事業(支援)計画に記載した「取組と目標」の進捗管理について

「取組と目標」の進捗管理について（介護保険法第117条、第118条）

- 29制度改正により、自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付適正化に関する「取組と目標」が、介護保険事業(支援)計画への必須記載事項へ
- 計画に記載した「取組と目標」については、都道府県及び市町村はその達成状況を自己評価することにより進捗管理を実施
- 「取組と目標」についての自己評価結果は、市町村は都道府県に、都道府県は国にそれぞれ報告するとともに、各自治体はその公表(外部委員を含む会議体で議論し、関係者間で考え方等を共有することが重要)に努めること

<進捗管理の目的>

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、
PDCAサイクルを活用しながら、保険者(支援)機能を強化



保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

参考

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化